

手続きの流れ

手続き期間

事前相談(申請者)

※申請書類をお渡しします。
※補助には、あらかじめ予算措置が必要になりますので必ず事前にご相談下さい。

① 補助対象確認申請(申請者)

2 か月程度

補助対象結果通知(区)
「補助対象となりました」

補強設計の契約(申請者)

※補助対象結果通知(区)の発行以降

補強設計の実施(申請者)

補強設計の評定取得(申請者) ※1

② 完了実績報告(申請者)

2 か月程度

補助金交付決定通知(区)

③ 補助金請求(申請者)

2 か月程度

補助金振込(区)

※振込までに期間を要します。ご了承ください。

★注意事項:

- ※区から「補助対象結果通知書」が発行される前に補強設計の契約をしていた場合や、すでに補強設計業務に着手していた場合には、補助が受けられません。
- ※申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、訂正内容を記入して下さい。
- ※委任状及び承諾書について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、記名欄と同じ印鑑を訂正印として押して下さい。

特定緊急輸送道路沿道建築物 補強設計補助提出書類チェックシート

- ◆各種手続きにおいて、提出が必要となる書類は以下のとおりです。
枠内の書類が全て揃っていないと受付ができませんので、ご注意ください。
- ◆書類間で記載情報が一致しない等の場合には、別途、関連性を説明する書類の追加提出を依頼する場合がございます。
- ◆公的機関が発行する証明書類については、原則として、申請日から起算して3か月以内に取得したものを提出してください。

① 補助対象確認申請

- ☐ 耐震改修等補助対象確認申請書(第1号様式)
- ☐ 建物の登記事項証明書<全部事項証明書>…【法務局で請求】
- ☐ 建築確認台帳記載事項証明書…【区役所建築指導課(9階)で請求】
- ☐ 案内図(地図上に建物の位置を示したもの。付近見取図)
- ☐ 配置図(建物と敷地の位置関係、敷地の接道部分等が分かるもの)
- ☐ 沿道建築物の要件(以下①、②とも)を満たすことを証する書類
 - ①建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該道路幅員の1/2に相当する距離を足した高さを超えていること
 - ②建築物の敷地が、特定緊急輸送道路に接していること
- ☐ 建築物の戸数が分かる書類
- ☐ 耐震診断結果報告書(構造計算書等を除いた概要部分)及び評定書の写し
- ☐ 補強設計の見積書及び工程表の写し
- ☐ 補強設計を行う者の資格(建築士資格)を示す書類の写し
- ☐ 建築基準法の規定に係る違反の把握について(参考様式)
- ☐ 前年度住民税納税証明書(完納していること)または前年度住民税非課税証明書
 - 個人の場合は個人住民税、法人の場合は法人住民税。管理組合の場合は提出不要。
- ☐ 消費税仕入税額控除確認書

管理組合

該当者のみ

- ☐ 管理組合の管理規約の写し
- ☐ 管理組合の役員名簿の写し
- ☐ 補強設計の費用が組まれた予算書の写し
- ☐ 補強設計の実施の決議に係る管理組合総会等の議事録の写し
- ☐ 求積図及び求積表(建築確認のあった延床面積と、現況の延床面積が異なっており、現況面積を診断対象床面積とする必要がある場合)
- ☐ 法人登記事項証明書(申請者が法人の場合。管理組合法人を含む)
- ☐ 承諾書及び印鑑登録証明書(申請者が所有者でない場合)
- ☐ 委任状(契約が連名で、助成金の交付を受ける者が複数になる場合)
- ☐ 委任状(助成金の申請手続きを代理人(業者等)が行う場合)

② 完了実績報告

- ☐ 耐震改修等補助金交付申請書兼工事完了実績報告書(第5号様式)
- ☐ 補強設計に係る契約書の写し
- ☐ 補強設計に係る領収書の写し
- ☐ 補強設計に要した費用の明細が分かるもの
(①で提出した見積書の額から、契約書・領収書の額が変わった場合)
- ☐ 補強設計結果報告書(耐震診断の結果報告を含む)一式
- ☐ 補強設計評定書の写し

③ 補助金請求

- ☐ 耐震改修等補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)

※1: 評定機関について

▼一般社団法人すみだまちづくり協会

【住所】墨田区東向島2-19-17 【電話】03-3612-3690(担当:笠貫)

▼耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定に係る耐震改修計画等の技術評定に関する協定を東京都と締結した機関

- ・ウェブサイト「東京都耐震ポータルサイト」から一覧が確認できます。
※「トップページ」→「東京都の取組」→「その他の取組」→「耐震改修計画の認定」(<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)

手続きの流れ

手続き期間

事前相談(申請者)

※申請書類をお渡しします。
※補助には、あらかじめ予算措置が必要になりますので必ず事前にご相談下さい。

① 補助対象確認申請(申請者)

補助対象結果通知(区)
「補助対象となりました」

各種工事の契約(申請者)
※助成対象確認通知(区)の発行以降
各種工事の実施(申請者)

② 完了実績報告(申請者)

補助金交付決定通知(区)

③ 補助金請求(申請者)

補助金振込(区)

★注意事項:

- ※区から「補助対象結果通知書」が発行される前に各種工事の契約をしていた場合や、すでに各種工事に着手していた場合には、補助が受けられません。
- ※申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、訂正内容を記入して下さい。
- ※委任状及び承諾書について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、記名欄と同じ印鑑を訂正印として押して下さい。

特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修工事・建替え・除却補助提出書類チェックシート

- ◆各種手続きにおいて、提出が必要となる書類は以下のとおりです。
枠内の書類が全て揃っていないと受付ができませんので、ご注意ください。
- ◆書類間で記載情報が一致しない等の場合には、別途、関連性を説明する書類の追加提出を依頼する場合がございます。
- ◆公的機関が発行する証明書類については、原則として、申請日から起算して3か月以内に取得したものを提出してください。
- ◆複数年度事業(補助対象確認申請から交付決定までが複数年度に及ぶ場合)となる場合は、審査期間が3か月程度必要になります。また、本チェックシート以外に必要な提出書類がありますので、必ず事前にご相談ください。

① 補助対象確認申請

- ☐ 耐震改修等補助対象確認申請書(第1号様式)
- ☐ 建物の登記事項証明書<全部事項証明書>…【法務局で請求】
- ☐ 建築確認台帳記載事項証明書…【区役所建築指導課(9階)で請求】
- ☐ 案内図(地図上に建物の位置を示したもの。付近見取図)
- ☐ 配置図(建物と敷地の位置関係、敷地の接道部分等が分かるもの)
- ☐ 沿道建築物の要件(以下①、②とも)を満たすことを証する書類
 - ①建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該道路幅員の1/2に相当する距離を足した高さを超えていること
 - ②建築物の敷地が、特定緊急輸送道路に接していること
- ☐ 建築物の戸数が分かる書類
- ☐ 耐震診断結果報告書(構造計算書等を除いた概要部分)及び評定書の写し
- ☐ 耐震改修工事のみ ☐ 補強設計結果報告書(構造計算書等を除いた、補強計画の概要部分)の写し
- ☐ 耐震改修工事の場合には補強設計図、建替え・除却の場合には工事計画図
- ☐ 工事の見積書及び工程表の写し
- ☐ 建築基準法の規定に係る違反の把握について(参考様式)
- ☐ 前年度住民税納税証明書(完納していること)または前年度住民税非課税証明書
 - 個人の場合は個人住民税、法人の場合は法人住民税。管理組合の場合は提出不要。
- ☐ 消費税仕入税額控除確認書
- ☐ 管理組合の管理規約の写し
- ☐ 管理組合の役員名簿の写し
- ☐ 各種工事の費用が組まれた予算書の写し
- ☐ 各種工事の実施の決議に係る管理組合総会等の議事録の写し
- ☐ 求積図及び求積表(建築確認のあった延床面積と、現況の延床面積が異なっており、現況面積を診断対象床面積とする必要がある場合)
- ☐ 法人登記事項証明書(申請者が法人の場合。管理組合法人を含む)
- ☐ 承諾書及び印鑑登録証明書(原本)(申請者が所有者でない場合)
- ☐ 委任状(契約が連名で、助成金の交付を受ける者が複数になる場合)
- ☐ 委任状(助成金の申請手続きを代理人(業者等)が行う場合)

② 完了実績報告

- ☐ 耐震改修等補助金交付申請書兼工事完了実績報告書(第5号様式)
- ☐ 工事に係る契約書及び領収書の写し
- ☐ 工事に要した費用の明細が分かるもの
(①で提出した見積書の額から、契約書・領収書の額が変わった場合)
- ☐ 工事結果報告書(工事概要書及び工事図面の写し)
- ☐ 工事写真(撮影日が分かるもの)
- ☐ 建替えの場合は、竣工図および建築確認通知書の写し
- ☐ 耐震改修等実施報告書(第1～6面まで)

③ 補助金請求

- ☐ 耐震改修等補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)

- ・各種工事補助の対象に、工事監理に要する費用は含まれません。
- ・各種工事の実施に伴い、従前は存在しなかった住宅設備機器等を導入する場合、その導入に要する費用は補助対象となりません。
- ・補強方法によっては増改築が生じるため、建築基準法の現行規定への適合や、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を得る必要があります。補強設計を実施した建築士等とよく協議し、必要に応じて所管行政庁への手続き等を実施してください。